

2016年8月29日
一般社団法人 日本ガス協会 技術部

消費機器調査員資格制度に関するご案内

今般のガス事業法改正によってガス事業類型の整理が行われることを受け、日本ガス協会（以下、「当協会」という。）は新たに消費機器調査員資格制度を設けることと致しました。

この消費機器調査員資格制度につきまして、下記の通りご案内申し上げます。

1. 資格制度の概要

改正ガス事業法に基づき、来年度以降ガス小売事業者はお客様が使用するガス消費機器の定期的な調査（以下、「消費機器調査という。」）を行うことが求められます。消費機器調査の主な内容はガス消費機器の給排気設備が省令で定められる基準を満たしているか等を確認するもので、これには専門的な知識及び技能を有する者が従事しなければなりません。

消費機器調査員資格制度は、このような背景の中、消費機器調査に必要となる知識・技能を有すると認められる者に資格を付与し、その資格者による消費機器調査の適切な実施によりお客様の保安水準の維持・向上を図ることを目的に当協会で創設した資格制度です。

2. 資格の取得要件

消費機器調査員資格を取得するためには、下記①・②の両方を満たす必要があります。

- ①当協会が認定する消費機器調査員トレーナーが実施する一般講習または特別講習を修了^{※1}した者であること。
- ②下記（i）～（iii）のいずれかの条件に該当する者であること
 - （i）ガス事業関係業務に3ヶ月以上従事した者
 - （ii）消費機器調査員資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けた者
 - （iii）検定試験^{※2}に合格した者

※1 講習の修了には一般講習または特別講習の最終日に実施する修了試験に合格する必要があります。

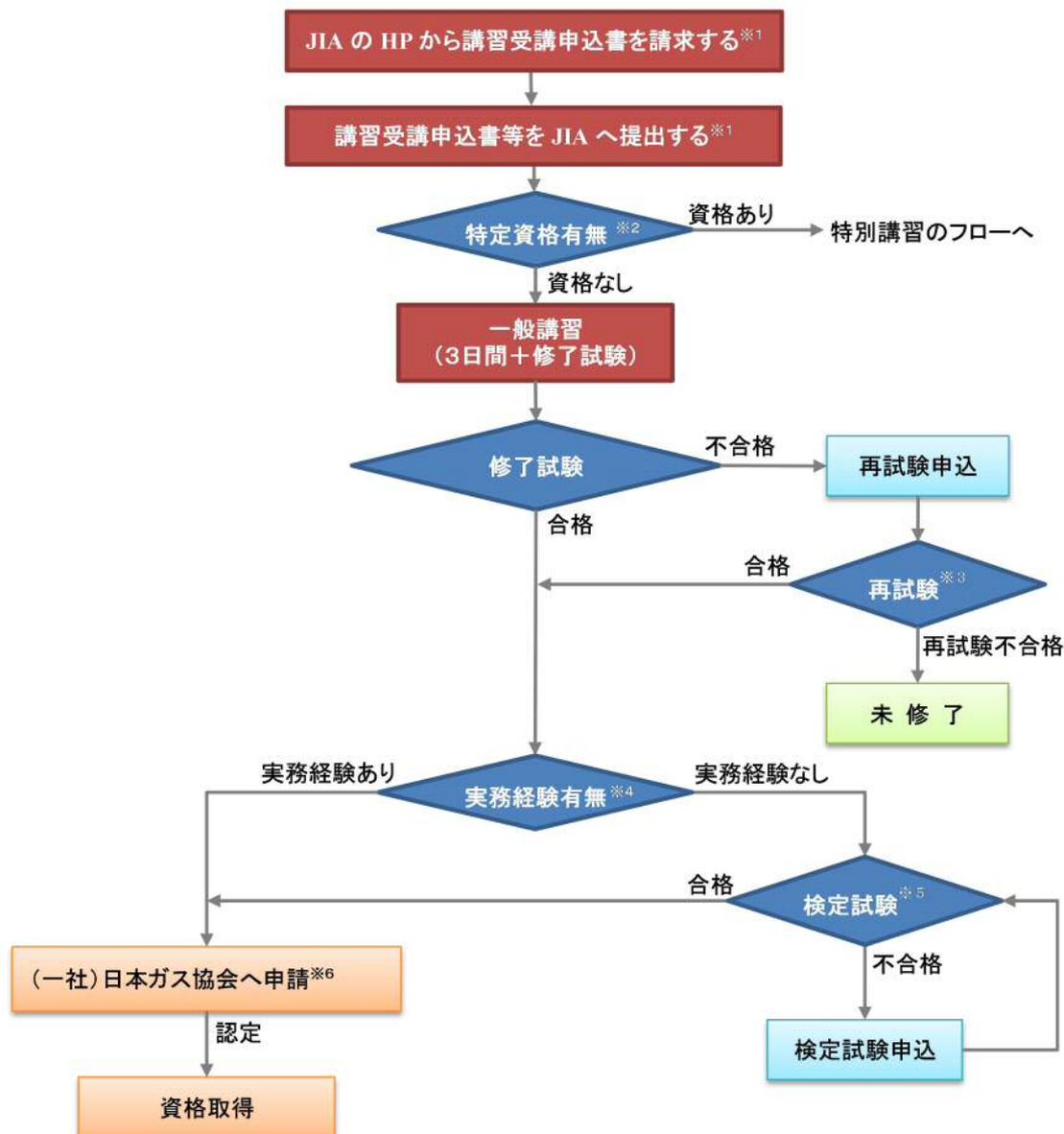
※2 検定試験とは上記②（i）または（ii）の実務経験に代わるものとして実施する試験であり、これら実務経験を有していない資格取得希望者は、この検定試験を受験し合格する必要があります。※1に記載の講習最終日に実施する修了試験と検定試験は異なる試験です。

3. 講習等の実施について

当協会の認定を受けた一般財団法人日本ガス機器検査協会（以下「JIA」という。）のトレーナーが、自社内にトレーナーのいない新規事業者を主な対象者として講習、修了試験および検定試験を実施します。自社内に需要家ガス設備点検員トレーナーがいる既存事業者については、来年度以降も自社で講習を実施することが可能です。

4. 資格取得までの流れ(JIA が実施する講習を受講する場合)

①一般講習



※1 講習の受講申込みは、ガス小売事業者（経済産業省にガス小売事業者登録している者、登録申請済みの者、および登録申請を予定している者）が代表で行う必要があります。

※2 特定資格は下記の通りです。

- ・液石法に定める「液化石油ガス設備士」
- ・高圧ガス保安法に定める「第二種販売主任者」
- ・高圧ガス保安協会が実施する「保安業務員」講習修了者
- ・（一社）日本コミュニティーガス協会が実施する「登録調査員」講習修了者

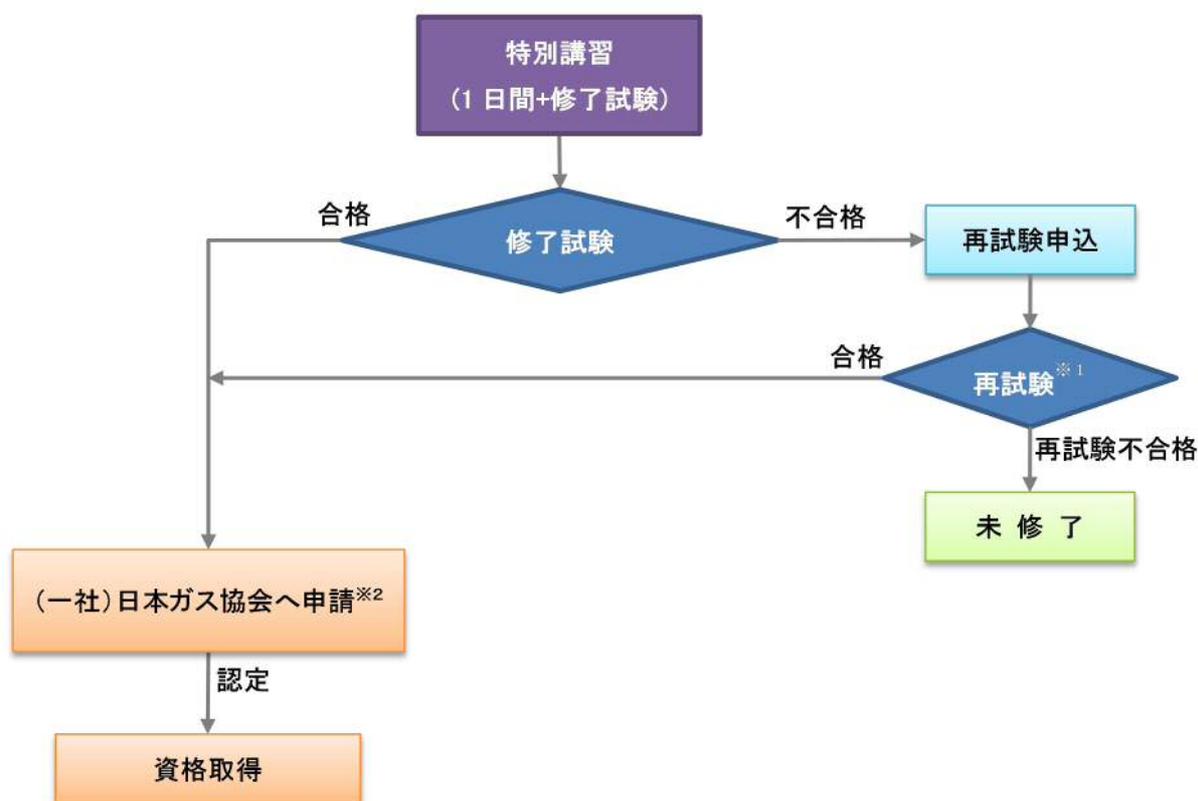
※3 講習受講後の修了試験に不合格となった場合は1回に限り講習を受講せず修了試験のみを再受験することができます。ただし、修了試験不合格通知書の日付から3ヶ月以内に受験する必要があります。

※4 実務経験は上記2. 資格の取得要件の②(i)～(ii)に示すものと同様です。

※5 講習修了証の日付から6ヶ月以内に検定試験を受験する必要があります。

※6 講習修了証の日付あるいは検定合格証の日付から6ヶ月以内又は平成30年3月31日の遅い方の日付までに、当協会に認定申請を行う必要があります。資格の認定申請にはJIAが発行する、「講習修了証」及び「検定試験合格証」（実務経験がない場合に限る）の写しが必要です。また、認定申請はガス小売事業者（経済産業省にガス小売事業者登録している者に限る）からのみ可能となります。申請の方法は別途ガス小売事業者へご連絡します。

②特別講習



※1 講習受講後の修了試験に不合格となった場合は1回に限り講習を受講せず修了試験のみを再受験することができます。ただし、修了試験不合格通知書の日付から3ヶ月以内に受験する必要があります。

※2 講習修了証の日付から6ヶ月以内又は平成30年3月31日の遅い方の日付までに、当協会に認定申請を行う必要があります。資格の認定申請にはJIAが発行する、「講習修了証」の写しが必要です。また、認定申請はガス小売事業者（経済産業省にガス小売事業者登録している者に限る）からのみ可能となります。申請の方法は別途ガス小売事業者へご連絡します。

5. その他

- 資格の有効期間は、新規に資格認定を受けた年度の翌年度の4月1日から3年間です。
- 更新講習（講義：半日）を受講後に更新申請し、有効期間内に更新認定を受けることで、更新認定を受けた年度の翌年度の4月1日から3年間に有効期間が延長されます。
- 資格者一人につき資格の認定申請に1,000円（税別）、更新申請に500円（税別）の手数料がかかります。

6. 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人 日本ガス協会 技術部 設備技術グループ 藤本・矢野（TEL：03-3502-0646）